

浜松市利用権設定等促進事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)に基づく利用権設定等促進事業の取り扱いについて、法令によるもののほか、必要な事項を定める。

(利用権の設定等を受けることのできる者)

第2条 農地法第3条第2項第1号、第4号及び第7号に掲げる場合並びに法第6条に基づく基本構想に定める要件を備えている者のほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 耕作面積は、農地法第3条第2項第5号の面積(以下「下限面積」という。)以上とする。ただし、新規に就農しようとする者が下限面積より少ない面積で利用権の設定等を行う場合には、次に掲げるすべてに該当するものとする。

ア 耕作面積10a以上

イ 就農のための研修等を受けていること。

(2) 前号の規定にかかわらず、市街化調整区域における開発許可制度の運用基準に定めがある「大規模既存集落」内にある農地かつ宅地化率40%以上の街区内の農地(宅地化率40%以上の農地であっても農地が30a以上の集団性が認められるものは除く)においては、次に掲げるすべてに該当する場合にあっては、利用権の設定を行うことができる。

ア 耕作面積概ね2a以上10a未満

イ 利用権の存続期間は3年間とすること。

ウ 設定できる権利は、次のいずれかとすること。

(ア) 賃借権

(イ) 使用貸借

(3) 所有権の移転をする場合、買い手の要件は「農地移動適正化あっせん事業」に適合し、買い手・売り手双方とも「あっせん等候補者名簿」に登録されているものとする。

(耕作地への通作時間)

第3条 利用権の設定等をしようとする農用地への通作時間は、片道概ね1時間以内とする。ただし、樹園地についてはこの限りでない。

(利用権の設定に係る申出)

第4条 別表第1の左欄に掲げる者が借受人として利用権の設定に係る申出を行う場合にあっては、同表右欄に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 別表第2の左欄に掲げる者(第1項に掲げる者を除く。)が借受人として利用権の設定に係る申出を行う場合にあっては、同表右欄に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

3 別表第3の左欄に掲げる者(第2項に掲げる者を除く。)が借受人として利用権の設定に係る申出を行う場合にあっては、同表右欄に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

4 農地利用集積円滑化団体が借受人として、利用権の設定に係る申出を行う場合にあっては、以下に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 農地利用集積計画明細書・利用権設定申出書(様式第1号の1)

(2) 利用権設定確認事項報告書(様式第3号)

5 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農地中間管理事業の実施に伴い利用権の設定を行う場合にあっては、農地中間管理機構にて定める書類を添付し、市長に

提出しなければならない。

6 第2条第2号の規定により利用権の設定に係る申出を行う場合にあっては、以下に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 農地利用集積計画明細書・利用権設定申出書（様式第1号の2）
- (2) 借受人（譲受人）の農業経営の状況等報告書（様式第2号の1又は様式第2号の2）
- (3) 利用権設定確認事項報告書（様式第3号）
- (4) 耕作管理計画書（様式第7号）
- (5) 誓約書（様式第9号）

（所有権の移転に係る申出）

第5条 別表第4の左欄に掲げる者が所有権の移転に係る申出を行う場合にあっては、同表右欄に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 別表第5の左欄に掲げる者（第1項に掲げる者を除く。）が所有権の移転に係る申出を行う場合にあっては、同表右欄に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

3 法第7条第1号に基づく所有権の移転を行う場合にあっては、農地中間管理機構にて定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（申出書の受付）

第6条 法第18条2項に基づく利用権等の申出書の締め切りは、毎月10日とする（10日が閉庁日に当たる場合はその前の開庁日）。

（農用地の利用状況の報告）

第7条 法第18条第2項第7号の規程による報告は、利用状況報告書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（利用権の解約）

第8条 利用権の設定期間中に解約しようとする場合は、農用地利用権設定等促進事業による利用権の解約同意書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附則

1 この要領は、平成28年11月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に従前の規定により調製した様式がある場合は、当分の間使用することができる。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係)

	既就農者	新規就農者
個人	ア 農地利用集積計画明細書・利用権設定 申出書(様式第1号の1)	ア 農地利用集積計画明細書・利用権設定 申出書(様式第1号の1)
	イ 借受人(譲受人)の農業経営の状況等 報告書(様式第2号の1)	イ 借受人(譲受人)の農業経営の状況等 報告書(様式第2号の1)
	ウ 利用権設定確認事項報告書(様式第3 号)	ウ 利用権設定確認事項報告書(様式第3 号)
		エ 新規就農計画書(様式第6号)
		オ 耕作管理計画書(様式第7号)
		カ 農業研修証明書(様式第8号)
		キ 公図及び耕作地までの案内図

別表 2 (第 4 条第 2 項関係)

	既就農者	新規就農者
農地 所有 適 格 法 人	ア 農地利用集積計画明細書・利用権設定 申出書(様式第1号の1)	ア 農地利用集積計画明細書・利用権設定 申出書(様式第1号の1)
	イ 借受人(譲受人)の農業経営の状況等 報告書(様式第2号の2)	イ 借受人(譲受人)の農業経営の状況等 報告書(様式第2号の2)
	ウ 利用権設定確認事項報告書(様式第3 号)	ウ 利用権設定確認事項報告書(様式第3 号)
		エ 新規就農計画書(様式第6号)
		オ 耕作管理計画書(様式第7号)
		カ 農業研修証明書(様式第8号)
		キ 利用権設定する公図及び案内図
		ク 法人の定款
		ケ 法人の登記事項証明書

別表3（第4条第3項関係）

	既就農者	新規就農者
法第18条第2項第6号に規程するもの	ア 農地利用集積計画明細書・利用権設定申出書（様式第1号の2）	ア 農地利用集積計画明細書・利用権設定申出書（様式第1号の2）
	イ 借受人（譲受人）の農業経営の状況等報告書（様式第2号の2）	イ 借受人（譲受人）の農業経営の状況等報告書（様式第2号の2）
	ウ 利用権設定確認事項報告書（様式第3号）	ウ 利用権設定確認事項報告書（様式第3号）
	エ 営農計画書（様式第4号）	エ 営農計画書（様式第4号）
	オ 確約書（様式第5号）	オ 確約書（様式第5号）
		カ 新規就農計画書（様式第6号）
		キ 耕作管理計画書（様式第7号）
		ク 農業研修証明書（様式第8号）
		ケ 利用権設定する公図及び案内図
		コ 法人の定款
	サ 法人の登記事項証明書	

別表4（第5条第1項関係）

	既就農者	新規就農者
個人	ア 農地利用集積計画明書・所有権移転申出書（様式第10号）	ア 農地利用集積計画明書・所有権移転申出書（様式第10号）
	イ 借受人（譲受人）の農業経営の状況等報告書（様式第2号の1）	イ 借受人（譲受人）の農業経営の状況等報告書（様式第2号の1）
	ウ 所有権の移転を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の明細（様式第11号）	ウ 所有権の移転を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の明細（様式第11号）
	エ 農業経営基盤強化促進法に基づく売買確認事項（様式第12号）	エ 農業経営基盤強化促進法に基づく売買確認事項（様式第12号）
	オ 土地の登記事項証明書	オ 土地の登記事項証明書
	カ 現況写真（境界が分かるものを含む）	カ 現況写真（境界が分かるものを含む）
		キ 新規就農計画書（様式第6号）
		ク 耕作管理計画書（様式第7号）
		ケ 農業研修証明書（様式第8号）
		コ 公図及び耕作地までの案内図

別表5（第5条第2項関係）

	既就農者	新規就農者
農地 所有 適格 法人	ア 農地利用集積計画明細書・所有権移転 申出書（様式第10号）	ア 農地利用集積計画明細書・所有権移転 申出書（様式第10号）
	イ 借受人（譲受人）の農業経営の状況等 報告書（様式第2号の2）	イ 借受人（譲受人）の農業経営の状況等 報告書（様式第2号の2）
	ウ 所有権の移転を受ける者が現に耕作又 は養畜の事業に供している農用地の明 細（様式第11号）	ウ 所有権の移転を受ける者が現に耕作又 は養畜の事業に供している農用地の明 細（様式第11号）
	エ 農業経営基盤強化促進法に基づく売買 確認事項（様式第12号）	エ 農業経営基盤強化促進法に基づく売買 確認事項（様式第12号）
	オ 土地の登記事項証明書	オ 土地の登記事項証明書
	カ 現況写真（境界が分かるものを含む）	カ 現況写真（境界が分かるものを含む）
		キ 新規就農計画書（様式第6号）
		ク 耕作管理計画書（様式第7号）
		ケ 農業研修証明書（様式第8号）
		コ 公図及び耕作地までの案内図
	サ 法人の定款	
	シ 法人の登記事項証明書	

様式第1号の1

(あて先) 浜松市長 鈴木 康友

農地利用集積計画明細書・利用権設定(経営受委託及び移転を除く)申出書

申請日:平成 年 月 日

1. 申請者

貸付人(A) (利用権の設定を行う者)	住所	氏名又は名称(フリガナ)	連絡先	同意印
			() -	
借受人(B) (利用権の設定を受ける者)	住所	氏名又は名称(フリガナ)	連絡先	同意印
			() -	

貸付人(A)以外の権限者等(F)		
該当筆	住所・氏名又は名称	同意印

2. 設定の区分 (新規 ・ 再設定)

3. 各筆明細

	利用権を設定する土地(C)				今回設定する利用権(D)							利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(E)	備考		
	所在		地目	面積 (㎡)	利用権の種類 (賃貸借・使用貸借)	利用目的 (作物名)	始期		終期		期間 (3・6・10年)			借賃 (10a当り)円/年	借賃の 支払方法
	区町名	地番	現況				年月日	年月日	年月日	年月日					
1							H	年	H	年			月末 までに 1 口座払 2 現金払 3 物納		
2							H	年	H	年			月末 までに 1 口座払 2 現金払 3 物納		
3							H	年	H	年			月末ま でに 1 口座払 2 現金払 3 物納		
4							H	年	H	年			月末ま でに 1 口座払 2 現金払 3 物納		

1筆の一部について利用権が設定される場合には、㎡の内 ㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付する。

<裏面の「4 共通事項」について確認すること>

4 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、3各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「貸付人」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「借受人」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までのその支払を猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

貸付人及び借受人は、3各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、相手方の同意を得れば、存続期間の中途において解約しようとすることができるものとする。

(3) 転貸又は譲渡

借受人はあらかじめ市に協議した上、貸付人の承諾を得なければ利用権の目的物(以下「目的物」という。)を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 貸付人は、借受人の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他貸付人において修繕することができない場合で貸付人の同意があったときは、借受人が修繕することができる。この場合において借受人が修繕の費用を支出したときは、貸付人に対してその償還を請求することができる。

イ 借受人は、貸付人の同意を得て目的物の改良を行うことができる。

(5) 租税公課の負担

ア 貸付人は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 借受人は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、貸付人及び借受人が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、借受人は、その満了の日までに、貸付人に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、借受人は、原状回復の義務を負わない。

イ 借受人は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、貸付人の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において貸付人及び借受人の間で有益費の額について協議が調わないときは、貸付人及び借受人双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 借受人は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

貸付人及び借受人は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、貸付人、借受人及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(8) 利用権取得者の責務

借受人は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、貸付人、借受人及び市が協議して定める

様式第1号の2

(あて先) 浜松市長 鈴木 康友

農地利用集積計画明細書・利用権設定(農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者)申出書

1. 申請者

申請日: 平成 年 月 日

貸付人(A) (利用権の設定を行う者)	住所	氏名又は名称・代表者名(フリガナ)	連絡先	同意印
			() -	
借受人(B) (利用権の設定を受ける者)	住所	氏名又は名称・代表者名(フリガナ)	連絡先	同意印
			() -	

貸付人(A)以外の権限者等(F)		
該当筆	住所・氏名又は名称	同意印

2. 設定の区分 (新規 ・ 再設定)

3. 各筆明細

	利用権を設定する土地(C)				今回設定する利用権(D)							利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(E)	備考		
	所在		地目	面積 (㎡)	利用権の種類 (賃貸・使用賃貸)	利用目的 (作物名)	始期		終期		期間 (3・6・10年)			借賃 (10a当り)円/年	借賃の 支払方法
	区町名	地番	現況				年	月	日	年					
1							H	年	H	年			____月 月末 までに 1 口座払 2 現金払 3 物納		
2							H	年	H	年			____月 月末 までに 1 口座払 2 現金払 3 物納		
3							H	年	H	年			____月 月末 までに 1 口座払 2 現金払 3 物納		
4							H	年	H	年			____月 月末 までに 1 口座払 2 現金払 3 物納		

1筆の一部について利用権が設定される場合には、 ㎡の内 ㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付する。

<裏面の「4 共通事項」について確認すること>

4 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、3の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (4) 借賃の支払猶予
利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までのその支払を猶予する。
- (5) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、3の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、相手方の同意を得れば、存続期間の中途において解約しようとすることができるものとする。
- (6) 利用権の解除
甲は、乙が目的物を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。
- (7) 転貸又は譲渡
乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物(以下「目的物」という。)を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。
- (6) 租税公課の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- (7) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、その満了の日若しくは解除した日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- (9) 利用権取得者の責務
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

- (10) 期間途中で貸借が終了した場合の現状回復
貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して目的物を現状に復して返還する。乙が現状に復することができないときは、甲が現状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。
- (11) 違約金の支払い
甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し利用権の残存期間に応じた年数に年間賃料を乗じた金額を違約金として支払う。この場合、期間に端数がある場合は切り上げるものとする。
- (12) 利用状況の報告
乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて(乙が法人の場合は定款の写しもあわせて)市長に提出しなければならない。
ア 乙の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
エ 乙が行う耕作又は畜養の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況
カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は畜養の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は畜養の事業への従事状況
キ その他参考となるべき事項
- (13) 勧告
市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。
ア 乙がその農用地において行う耕作又は畜養の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は畜養の事業に常時従事していないと認めるとき。
- (14) 農用地利用集積計画の取消し
市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。
ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。
- (15) その他
この農用地利用集積計画に定めない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

借受人（譲受人）の農業経営の状況等報告書（個人）

住 所		氏名又は名称(フリガナ)		性 別	生 年 月 日	年 齢	農作業従事日数			
				男・女	大・昭・平 年 月 日	才	日			
現在、耕作又は養蓄の事業に 供している農用地の面積		主たる経営作目		世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
				世帯員(構成員)	農 業 従 事 者 (うち15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 〔年間延日数〕	種 類	数 量	種 類	数 量
農 地	田			男	人	農業従事者 (人)				
	畑									
	樹園地			女	人	従として農業 に従事する者 (人)				
採草放牧地						農業従事者合計 (人)				
農業用施設用地										
その他										
合計										

1. 農作業従事日数は150日以上になることが最低条件となります
2. 農業従事者とは、農業労働日数が年間150日以上のを、農業補助者は60～149日の者をいいます。
3. 現在、耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積には、今回の利用権設定の分を除いた面積を記入してください。
4. 主たる経営作目は「水稲」「ジャガイモ」等具体的な作目を記入してください。

農地銀行本店確認印

項目	年金	納税猶予	農地台帳	あっせん名簿
確認者				

借受人（譲受人）の農業経営の状況等報告書（農地所有適格法人・一般法人）

法人及び団体	住 所		法人及び団体名（フリガナ）		代表者名（フリガナ）		農作業従事日数			
							日			
現在、耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積			主たる経営作目	農 作 業 従 事 者 の 状 況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
				住 所	氏 名	年間農業従事日数	種 類	数量	種 類	数量
農地	田	m ²				日				
	畑	m ²				日				
	樹園地	m ²				日				
採草放牧地		m ²				日				
農業用施設用地		m ²				日				
そ の 他		m ²				日				
合 計		m ²		農業従事者計（執行役員含む）	人	日				

1. 農作業従事日数は150日以上になることが最低条件となります
2. 農業従事者とは、農業労働日数が年間150日以上のを、農業補助者は60～149日の者をいいます。
3. 現在、耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積には、今回の利用権設定の分を除いた面積を記入してください。
4. 主たる経営作目は「水稻」「ジャガイモ」等具体的な作目を記入してください。

農地銀行本店確認印

項目	年金	納税猶予	農地台帳	あっせん名簿
確認者				

利用権設定確認事項報告書

平成 年 月 日

(あて先)浜松市長

貸付人	住所	
	氏名又は名称	⑩
借受人	住所	
	氏名又は名称	⑩

以下について、双方で確認をしましたことを報告します。

貸付人 確認欄	借受人 確認欄	確 認 内 容
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	双方の住所、氏名に誤りはありませんか。
<input type="checkbox"/>	-	死亡者の氏名になっていませんか。(相続手続きが済んでいない場合、相続人全員の同意印が必要です。)
<input type="checkbox"/>	-	共有名義になっていませんか。(その場合は共有者の同意印が必要です。)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設定する農用地の面積(耕作面積)に誤りはありませんか。
-	<input type="checkbox"/>	借受人は農家台帳の耕作面積、作付け状況に空欄及び不耕作はありませんか。(空欄等がある場合については農家台帳の修正が必要となります。)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	現況地目に誤りはありませんか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設定期間、契約開始日、契約満了日は確認しましたか。(契約満了日までに更新手続きがない場合は、農用地等を返還しなければなりません。)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃借料は記入しましたか。(賃借権の場合)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	支払い方法は確認しましたか。(賃借権の場合)
<input type="checkbox"/>	-	貸付人は、納税猶予を受けていませんか。 (受けている場合は、手続きが必要です。農業委員会へご相談ください。)
<input type="checkbox"/>	-	貸付人は、経営移譲年金を受給していませんか。 (受給している場合は、手続きが必要です。農業委員会へご相談ください。)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申出書裏面又は要領に定める「4. 共通事項」の内容は確認しましたか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	利用権を設定する農地の現在の状態を双方で確認しましたか。(借受人は、返還時に原状に回復する義務があります。必要に応じて写真等保管してください。)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	疑義が生じたとき、貸付人、借受人及び市が協議しますが、内容によっては民事となる場合があります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土地改良区等の賦課金、水利費の支払について双方で取決めしましたか。(注1)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賦課金 負担者() 支払者()
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水利費 負担者() 支払者()

※該当する項目にチェックを入れて下さい。

注1 賦課金等の支払者及び負担者名を()内に記入してください。

- 例① 貸付人が賦課金等を負担し、土地改良区等への支払いも行う → 負担者(貸付人) 支払者(貸付人)
- 例② 地代に賦課金等を含んでおり、土地改良区等への支払いは貸付人が行う → 負担者(借受人) 支払者(貸付人)
- 例③ 借受人が賦課金等を地代とは別に貸付人に支払い、土地改良区等への支払いは貸付人が行う
→ 負担者(借受人) 支払者(貸付人)
- 例④ 借受人が賦課金等を負担し、土地改良区等への支払いも行う → 負担者(借受人) 支払者(借受人)

営農計画書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木康友

所 在 _____
名称及び
代 表 者 _____ (印)

法人設立年月日 年 月 日設立
T E L _____
F A X _____
メールアドレス _____

利用権の設定を受けたいので、次のとおり営農に係る事業計画書を提出します。

1 農業経営の概要

農業経営の特徴				
取り組む農法	農薬の利用計画： 普通 減農薬 無農薬 その他 () 肥料の利用計画： 普通 減化学 無化学 その他 () その他 ()			
栽培作物名	H 年 月時点		将来目標 (年後)	
	作付面積 (a)	生産量 (kg)	作付面積 (a)	生産量 (kg)
合 計				

2 経営規模及び通作関係

主要経営地	浜松市 区	
田 (うち借地)	a (a)	
畑 (うち借地)	a (a)	
樹園地 (うち借地)	a (a)	
常時飼養家畜頭羽数	種類	頭・羽

主要経営地までの自宅等からの距離、通作方法、所要時間

距離 m
通作方法
所要時間 分

3 除草、薬剤散布及び病虫害発生時の応急措置計画

除草	
薬剤散布	
病虫害発生時の 応急措置	

4 農業研修等の実績(予定)

研修名	実施機関	期間

5 機器・施設の整備計画

機械・施設名	型式・性能・規模等及びその台数	
	経営開始時	将来目標（ 年後）

6 農業従事者の計画（法人の場合）

農業に従事する 社員（年間）	実人数	H 年 月	人	3年後 見通し	人
農業に従事する パート（年間）	実人数	H 年 月	人	3年後 見通し	人
	延べ時間数	H 年 月	時間	3年後 見通し	時間

農業に常時従事する役職員

役職名等	氏 名	通常勤務所在地	電話番号

農業従事者の計画（個人の場合は家族構成を記載）

氏 名	年 齢	経営主との続柄	年間農業従事日数（予定）

様式第5号

確 約 書

平成 年 月 日

浜松市長 様

所 在
名称及び
代 表 者

印

浜松市が、平成 年 月 日に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条により公告する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業を実施するに当たっては、下記のことを確約します。

記

- 1 借受け農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
- 2 借受け農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守します。
- 3 借受け農用地等の存在する地域の鳥獣害対策に協力します。
- 4 その他

なお、この書面に記載されている事項のほか、農用地利用集積計画の記載事項に従うこと。

様式第 6 号

新規就農計画書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木 康友

就農者

住 所

氏 名

生年月日 大・昭・平 年 月 日 (才)

このたび、新規による就農をたく計画書を提出します。

経営規模

主要経営地	浜松市 町		
田(うち借地)	a (a)		
畑(うち借地)			
果樹園(うち借地)			
常時飼養家畜頭羽数	種類		頭・羽

就農に関する状況

就農理由				
栽培作目 (できるだけ詳細に 記入ください)	1年目の目標		3年目の目標	
	作付面積 飼養頭数 ($m^2 \cdot 頭 \cdot 羽$)	生産量 (kg)	作付面積 飼養頭数	生産量 (kg)
経営面積計				

農業従事者の状況（別紙添付可）

氏名	続柄	年間従事日数	氏名	続柄	年間従事日数
		日			日
		日			日
		日			日

経営収支計画（年間総額）

	1年後の目標	3年後の目標
収入金額	円	円
支出合計 （うち専従者給与）	円 （円）	円 （円）
所得金額	円	円

耕作管理計画書

1. 自宅（譲受人）から申請地への通作関係

申請地の所在地番	通作距離	通作方法	所要時間
町 番	m		分

2. 取得しようとする農地に必要な所要労働力及び重要な作業方法等

(作物別にその作業の時期・回数・稼働人員及びその構成・耕作方法及び必要な日・人数等を記入のこと)

(1) 作物名

.....

.....

(2) 耕作方法

(ア) 播種及び植え付けの方法

.....

.....

.....

(イ) 除草及び薬剤散布の方法

.....

.....

.....

(ウ) 病虫害発生等の応急措置の方法

.....

.....

.....

(エ) 収穫の方法

.....

.....

.....

3. 他の農地における作業と競合の有無及びその対策

.....

.....

4. その他参考資料

耕作者 _____

様式第8号

平成 年 月 日

住 所
氏 名

農 業 研 修 証 明 書

下記のとおり農業研修を実施したことを証明します。

記

1 研修を受けた者

2 研修期間

3 研修内容

誓約書

浜松市が、平成 年 月 日に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条により公告する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業を実施するに当たっては、下記のことを必ず遵守します。

記

- 1 借受け農用地等の適正な維持管理をします。(特に作付け前の草の管理や収穫後の残菜の処理について近隣住民、周辺農家等へ迷惑をかけないこと)
- 2 作物選定、農薬や肥料の扱いに十分注意し、近隣住民、周辺農家等へ迷惑をかけません。万が一、苦情が出た場合については責任を持って対応します。
- 3 農業用用水の適正な利用をします。(農機具等を農業用用水で洗わない)
- 4 借受け農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
ローカルルールの遵守
地区調査会への出席(作物の選定、耕作管理等の説明を求められた場合)
- 5 借受け農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取り決めに従います。

なお、この書面に記載されている事項のほか、農用地利用集積計画の記載事項に従います。

平成 年 月 日

住所

氏名

農地利用集積計画明細書・所有権移転申出書

申請日：平成 年 月 日

1. 申請者

譲渡人(A) (所有権の移転を行う者)	住 所	氏名又は名称(フリガナ)	連 絡 先	同意印
			() -	
譲受人(B) (所有権の移転を受ける者)	住 所	氏名又は名称(フリガナ)	連 絡 先	同意印
			() -	

譲渡人(A)以外の権限者等(F)		
該当筆	住所・氏名又は名称	同意印

2. 各筆明細

	所有権を移転する土地 (C)						所有権移転の内容 (D)						所有権の移転に係る当事者間の法律関係(E)		
	所 在		地目		面積(m ²)	登記の有無	利用目的(作物名)	所有権移転の時期(年月日)	対価円	対価の支払方法	対価の支払期限	引渡の時期			
	区 町 名	地 番	登記簿	現況											
1							H	年 月 日			H	年 月 日	H	年 月 日	
2							H	年 月 日			H	年 月 日	H	年 月 日	
3							H	年 月 日			H	年 月 日	H	年 月 日	
4							H	年 月 日			H	年 月 日	H	年 月 日	

3 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより行われる所有権の移転は、2の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権の移転

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払いを終了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

(2) 農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払いがなされなかったときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転するもの(譲渡人以下「甲」という。)は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

(4) 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、甲が負担する。

(5) 所有権の移転の登記

この農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、種有権の移転を受ける者(譲受人以下「乙」という。)の請求により、市の囑託により行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。

(6) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して決める。

(7) 法律関係の解除

甲又は乙は、相手がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

(8) 所有権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

農業経営基盤強化促進法に基づく売買 確認事項報告書

1 農用地区域内の確認

- ・青地であること。(白地の場合は800万円譲渡所得の控除はできない。)

2 取得農地地目の確認

- ・現況地目が「田」又は「畑」でないといけない。

3 売買未着手の確認

- ・契約書が作成されているなど、事前に契約が成立しているといけない。
- ・取得しようとする農地の対価が、一部でも支払われているといけない。
- ・不動産業者の介在があるとできない。

4 農地の境界の確認

- ・売買当日までに、対象農地の境界について関係者で確認をしておかなければならない。

5 担い手農家(買い手)の確認

- ・農地銀行に登録があり、所有地、借入地、所有権移転予定地を合わせて、基準面積(※1)以上にならないといけない。
- ・農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行わなければならない。
- ・必要な農作業に常時従事しなければならない。(農業従事日数150日以上)
- ・利用権の設定を受ける農用地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行わなければならない。
- ・その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められなければならない。
- ・その者の農業経営に主として従事すると認められる65歳以下の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいなければならない。
- ・その者が農業経営の主であって65歳を超えるときは、その後継者が現に農業に従事している、又は近く従事することが確実である。

※1 浜松市農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施要領に定める営農類型別の基準面積

以上について、確認しました。

平成 年 月 日

譲渡人 住所
氏名 ㊟

譲受人 住所
氏名 ㊟

利用状況報告書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木康友

住 所
 名称及び
 代表者
 TEL
 FAX

	借入地 (所在地番及び面積)		事業年度内の実績				
			栽培作物名	作付面積 (a)	生産数量 (b)	反収 (10aあたりの収穫量 (b/a*1000))	備考
農業経営に関する事項		m ²		m ²	kg	kg/10a	
	合計						

.....借りている農地すべてについて記載ください。.....

農業従事日数に関する事項	氏名 (農業に従事した社員)	役職名等	農業従事の状況	年間農業従事日数
				日
				日
				日
				日
				日
				日
				日
	社員実人数合計			人
	農業に従事したパート実人数(年間)	人	農業に従事したパート延べ時間数	時間

直接の農作業だけでなく、販売・管理等営農に携わった社員も記入してください。

周辺農用地の農業上の利用に及ぼしている影響(該当がありましたら記入してください。)

地域の農業における他の農業者との役割分担(該当がありましたら記入してください。)

その他営農に関する課題、感想、要望等自由にお書きください。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木 康友

農用地利用権設定等促進事業による利用権の解約同意書

利用権を設定をした者(貸出人)

住 所

氏 名

利用権の設定を受けた者(借受人)

住 所

氏 名

平成 年 月 日付 浜松市公告第 号により利用権設定された
下記の土地について、次の理由により解約の同意を得ましたので届出いたします。

記

1. 土地情報

所在(町・大字・地番)	地目	面積(m ²)	利用権の種類	備考
			使用貸借・賃貸借	
			使用貸借・賃貸借	
			使用貸借・賃貸借	
			使用貸借・賃貸借	

2. 解約の同意を得た日 平成 年 月 日

3. 土地の引渡しの時期 平成 年 月 日

4. 理由

